## 調整方針修正案の未提案分(第2回行財政小委員会/38項目中34項目)

	大項目		C ★mT++トわき	4市町協議					T
通番	山西口		6市町村協議		4 巾町 肠譲		変更理由	専門	協定 項目 分類
<b>迪</b> 留	小項目	方針	調整内容	方針	調整内容	<b>发史内</b> 谷	<b>发史</b> 连田	部会	分類
	細項目	時期	· 神罡闪台	時期	- 神罡八台				
1	回2 市町村の計画 03 地域計画の状況 02 企画部門 01 振興整備計画	その他	1 第2次ふるさと市町村圏振興計画は、計画の区域に変更はないため調整不要とする。 2 新地域経済基盤強化計画は、平成15年度に計画期間が終了するため調整不要とする。平成16年度に策定見込みの地域経済活性化計画(H16~H18)は、そのまま新市へ引き継ぐ。 3 釧路地方拠点都市地域基本計画は、平成16年度で計画期間が終了するため調整不要とする。 4 過疎地域自立促進計画は、現行のまま新市へ引き継ぐ。 5 辺地総合整備計画は、合併時までの変更分も含めて、そのまま新市へ引き継ぐ。 6 土地利用計画は、新市の総合計画策定に併せて検討する。	0.1.10	1 第2次ふるさと市町村圏振興計画は、計画の区域に変更はないため調整不要とする。 2 平成16年度に策定見込みの地域経済活性化計画(H16~H18)は、そのまま新市へ引き継ぐ。 3 釧路地方拠点都市地域基本計画は、当面、3年程度の計画期間延長をはかり、その後、新基本計画を策定する方向で道及び国と協議中である。国においても引き続き地方拠点都市の振興をはかる方針であるため、現行のまま新市へ引き継ぐ。 4 過疎地域自立促進計画は、現行のまま新市へ引き継ぐ。 5 辺地総合整備計画は、合併時までの変更分も含めて、そのまま新市へ引き継ぐ。 6 土地利用計画は、新市の総合計画策定に併せて検討する。	経済基盤強化計画は、平成15年度に計画期間が終了するため調整不要とする。」を削除 3の記述を修正	については、新地域経済基盤強化計画は平成15年度に終了したためについては、釧路地方拠点都市協議会において、計画期間の延長、並びに新基本計画策定の方向が確認されたため	企画	11
2	<ul><li>03 行政組織機構</li><li>03 非常勤特別職の状況</li><li>01 報酬及び費用弁償</li><li>04 非常勤特別職費用弁償</li></ul>	統合 (一本化) 合併時	1 新市の非常勤特別職職員の費用弁償については釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12
3	<ul><li>03 行政組織機構</li><li>04 組織・人事・給与等の 状況</li><li>01 組織図</li><li>01 行政組織機構図</li></ul>	再編 合併時	1 新市の行政組織は、釧路市の組織に「(仮称)総合行政センター」の機構を加える。	同左	同左			総務	14
	<ul><li>03 行政組織機構</li><li>04 組織・人事・給与等の 状況</li><li>01 組織図</li><li>03 事務分掌</li></ul>	統合 (一本化) 合併時	1 新市の事務分掌は、釧路市の例による。5町村の(仮称)総合行政センター、支所、出張所の事務分掌を加える。	同左	1 新市の事務分掌は、釧路市の例による。3町の(仮称)総合行政センター、支所、出張所の事務分掌を加える。	3の記述中、「5町村」を「3町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	14

	大項目 6市町村協議 中項目		6市町村協議					<del>_</del>	協定
通番	小項目	方針	調整内容	方針		变更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
5	細項目 03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 03 人事 02 条例定数と実職員数	時期 統合 (一本化) 合併時	1 組織・定数については、合併時に新市に引き継ぐが、新市において職員定数の適正化計画等を策定し、定員の適正化に努めるものとする。	時期 同左 同左	1 組織・定数については、合併時に新市に引き継ぐが、新市において職員定数の適正化計画等を策定し、定員の適正化に努めるものとする。 2 釧路白糠工業用水道企業団の職員は、合併特例法第9条の例により引き継ぐ。また、3町及び鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については必要な協議を行う。	2の記述を追加	独自に職員を任用している釧路白糠工業用水道 企業団及び釧路西部消 防組合の職員の取扱い を明確にするため	総務	14
6	03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 03 人事 05 部門別職員数	統合 (同一内容) 合併時	1 新市の部門別の職員配置については、合併までに決定するものとする。	統合 (一本化) 同左	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	複数の制度を現行のまま引き継ぐ場合「統合(同一内容)」ではなく、新市で「統合(一本化)」する点を明確にするため	総務	14
7	03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 04 給料 01 級別職務分類表	統合 (一本化) 合併時	1 新市の級別職務分類表は、釧路市の例による。 2 5町村の合併前の本庁所在地に設ける(仮称)総合行政センターの 長は、一般職とし職務分類は最上級職とする。	同左	1 新市の級別職務分類表は、釧路市の例による。 3町の合併前の本庁所在地に設ける(仮称)総合行政センターの総括責任者(長)の取扱いについては、[03-04-01-02]「支所・出張所」の調整内容に従って整理する。	述内容を修正	(仮称)総合行政センターの総括責任者(長)の権能に関する協議を[03-04-01-02]「支所・出張所」に一元化するため	総務	09
8	03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 04 給料 03 給料表	統合 (一本化)	1 新市の一般職の給料表は、釧路市の例による。この場合、全職員の 到達級、在級年数の調整を行う。 2 保健師、看護師、助産師、栄養士、検査技師、その他医療技術者の 給料表については一般職の給料表の適用とするが、医師以外の医療 職、福祉職、介護職等については国家公務員の給料制度が定められ おり、この導入について検討する。 3 医療職(二)、(三)は、一般職と比較し、若年期は高いが徐々に逆 転する仕組みとなっており、調整し一般職との均衡を図っている例もあ る。制度を適用してきた町村と一般職給料表を適用してきた市町との間 に差異を生じている可能性があり、一本化の際慎重な対応が必要であ る。。	同左	1 新市の一般職の給料表は、釧路市の例による。この場合、全職員の到達級、在級年数の調整を行う。 2 保健師、看護師、助産師、栄養士、検査技師、その他医療技術者の給料表については一般職の給料表の適用とするが、医師以外の医療職、福祉職、介護職等については国家公務員の給料制度が定められおり、この導入について検討する。 3 医療職(二)、(三)は、一般職と比較し、若年期は高いが徐々に逆転する仕組みとなっており、調整し一般職との均衡を図っている例もある。制度を適用してきた3町と一般職給料表を適用してきた釧路市との間に差異を生じている可能性があり、一本化の際慎重な対応が必要である。	3の記述中、「町村」を「3町」に、「市町」を「釧路市」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	09
9	03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 04 給料 04 その他の給料の状況	統合 (一本化) 合併時	1 統合、一本化(合併時)とするが、特別昇給制度、昇給停止年齢、昇給延伸制度や年齢別最低保障、休職者の給与の復元措置など制度の違いがあり、合併時までに調整をする。	同左	1 統合、一本化(合併時)とするが、特別昇給制度、昇給停止年齢、昇給延伸制度や年齢別最低保障、休職者の給与の復元措置など制度の違いがあり、合併時までに釧路市の制度を基本に調整をする。	の制度を基本に」を追加	調整方針の方向性区分 欄に明示された統合内容 を追加	総務	09

	大項目		6市町村協議		4市町協議				T
通番	中項目	-1- A 1	XHRWI L L Lacin	١٨ ـــــــ	אלא מען ניי לייי	変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	小項目	方針	調整内容	方針 時期	調整内容			部会	分類
_	細項目 03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 04 給料 05 一般職の昇任・昇格モデル	時期 統合 (一本化) 合併時	1 一般職(非役付け職員)の昇任·昇給モデルは、市町村で異なっているので合併時までに調整する。	一	1 一般職(非役付け職員)の昇給·昇格モデルは、市町で異なっているので、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。	給」を「昇給・昇格」に、「市町村」を「市町」に修正し、	鶴居村離脱による修正に合わせ、「調整にあたっての基準を文言化すべき」とされた他の調整項目と表現を統一	総務	09
11	03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 04 給料 10 人事給与電算状況	統合 (一本化) 合併時	1 新市の人事給与電算システムについては、合併時までに稼動される必要があるので一本化し、他の電算システムとともに早急に調整を行うものとする。	同左	1 新市の人事給与電算システムについては、合併時までに稼動される必要があるので釧路市の例により一本化し、他の電算システムとともに早急に調整を行うものとする。	の例により」を追加	調整方針の方向性区分 欄に明示された統合内容 を追加	総務	25-24
12	03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 05 諸手当等 08 退職手当	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市独自の給付制度と一部事務組合としての北海道市町村退職 手当組合の給付制度を一本化する。 (1) この手法の一つとして退職手当組合から離脱し、釧路市の制度に 一本化した場合、町村ごとに脱退清算金が発生する。脱退精算金の清 算の方法、時期、清算窓口は新市となるのかなど、合併時までに調整 するものとする。 (2) 釧路市が退職手当組合に加入する場合、昭和32年当時に遡及し て納付金を納付する必要がある。 2 基本的な給付割合は6市町村同様であるが、退職時の特別昇給制 度などに一部違いがあり、これを調整し一本化する。	同左	1 釧路市独自の給付制度、または一部事務組合としての北海道市町村退職手当組合の給付制度のいずれかへ、合併時までに一本化する。 2 基本的な給付割合は同様であるが、退職時の特別昇給制度などに一部違いがあり、これを調整し一本化する。	2の記述中、「6市町 村」を削除	については、調整内容の表現を精査 については、釧路町・ 鶴居村離脱による	総務	09
13	03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 06 職員福利厚生事業 04 職員の共済制度	統合 (一本化) 合併時	1 新市の職員共済については、北海道都市職員共済組合に統合一本化する。 2 北海道市町村職員組合からの脱退の際、住宅貸与、物資、生活資金等の融資や、生命共済、火災共済、自動車共済等保険に加入している職員が多く、これを引き継ぐための手段を講じるものとする。	同左	1 新市の職員共済については、北海道都市職員共済組合に統合一本化を原則とするが、国の指導や法令の取扱いの中で北海道市町村職員共済組合の加入も検討する。 2 北海道市町村職員共済組合または北海道都市職員共済組合からの脱退の際、住宅貸与、物資、生活資金等の融資や、生命共済、火災共済、自動車共済等保険に加入している職員が多く、これを引き継ぐための手段を講じるものとする。	を原則とするが、 ~ 北海道市町村職員共済組合の加入も検討する」に修正	道市町村職員共済組合 への統合も検討されるた	総務	18
	<ul><li>03 行政組織機構</li><li>04 組織・人事・給与等の 状況</li><li>08 総務事務</li><li>03 公印管理</li></ul>	統合 (同一内容) 合併時	1 新市の公印管理に関しては、(仮称)総合行政センター、支所、出張 所及び各種管理施設の状況に応じて定める。	同左	同左			総務	25-24

大項目 中項目			6市町村協議		4市町協議	変更内容	変更理由		协宁
通番		<b>→ 4</b> 1	<u> </u>					専門 部会	協定 項目 分類
		方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容			마즈	分類
	03 行政組織機構	統合	  1 新市の文書編さん保存については、釧路市の制度に一本化する。	同左			  釧路町・鶴居村離脱によ	総務	25-24
15	04 組織·人事·給与等の 状況 08 総務事務 04 文書管理	合併時	2 合併前の5町村の文書については、文書の保存区分に従い各(仮称)総合行政センターにおいて管理する。	同左		を「3町」に修正	3		
16	03 行政組織機構 04 組織・人事・給与等の 状況 08 総務事務 06 事務専決、代決関係	統合 (同一内容) 合併時	1 新市の事務専決、代決に関する事項については、「決裁規程」を定め適正な運用を図るものとする。特に(仮称)総合行政センターにおける事務の権能を高めるための方策を講ずるものとする。	同左	同左			総務	14
17	<ul><li>03 行政組織機構</li><li>04 組織・人事・給与等の 状況</li><li>09 庁舎営繕</li><li>01 庁舎営繕</li></ul>	統合 (同一内容) 合併時	1 営繕や庁舎の管理・点検に関しては、現状のまま新市に引き継ぐが各(仮称)総合行政センターでそれぞれの施設の管理を行うものとする。	同左	同左			総務	25-24
	<ul><li>03 行政組織機構</li><li>07 市町村史の状況</li><li>01 市町村史の状況</li><li>01 市町村史資料</li></ul>	△₩吽	1 新市の市史の編さん及び資料の収集保存については、釧路市の制度に一本化する。 2 叢書、その他新書等の刊行についても、釧路市の例により継続して実施する。	同左	同左			総務	25-24
19	<ul><li>03 行政組織機構</li><li>07 市町村史の状況</li><li>01 市町村史の状況</li><li>02 市町村史発行業務</li></ul>	統合 (一本化) 合併時	1 新市の市史の編さん及び資料の収集保存については、釧路市の制度に一本化する。 2 叢書、その他新書等の刊行についても、釧路市の例により継続して実施する。	同左	同左			総務	25-24

\ <del>7</del>	大項目 中項目		6市町村協議		4市町協議	***	÷=	専門	協定
通番	小項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容	· 変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
20	05 財政 01 財政の状況 05 普通、特別、公営事業 会計 01 会計の設置状況	その他	1 6市町村に共通する一般会計・国保・老人・介護における会計は、 統合(同一内容)とし、制度については、それぞれ現行のまま残す。介 護サービス部門については、一般会計若しくは特別会計でということに なっており、一般会計に統合するかどうか、合併時に調整が必要であ る。 2 複数の市町村に共通する簡易水道については、現行どおり簡易水 道事業として単独でおくのか、それとも水道事業に統合するのか、他の 部会での調整を見定める必要がある。簡水以外については、それぞれ 現行のまま残す。 3 一つの市町村だけにある他の特別会計については、それぞれ現行 のまま残す。	同左	1 4市町に共通する一般会計・国保・老人・介護における会計は、統合(同一内容)とし、制度については、それぞれ現行のまま残す。介護サービス部門については、一般会計若しくは特別会計でということになっており、一般会計に統合するかどうか、合併時に調整が必要である。 2 釧路市・白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、また、白糠町・音別町の簡易水道事業を特別会計として一本化する。簡水以外については、それぞれ現行のまま残す。 3 一つの市町だけにある他の特別会計については、それぞれ現行のまま残す。	1の記述中、「6自治体に」を「4市町に」に修正 2の記述を修正 3の記述中、「市町村」	については、調整方針を「その他」とする同様の他項目と表記を統一するため については、釧路町・鶴居村離脱による については、上下水道専門部会の調整内容を明記	財政	25-24
21	05 財政 02 公有財産保有の状況 01 公有財産の管理状況 04 公用車の管理	統合 (同一内容) 合併時	1 公用車両は、現状のまま新市に引き継ぐが合併後の組織機構((仮称)総合行政センター、支所、出張所の機能を含む)に応じた配置を行うものとする。	同左	同左			総務	05
22	05 財政 06 会計課の状況 01 組織の状況 01 組織・職員数	統合 (一本化)	1 新市の出納の組織及び職員数は、次のとおりとする。 (1) 本庁の出納の組織及び職員数は、現行の釧路市の体制をベースに合併までに調整する。 (2) 5町村に設置する(仮称)総合行政センターにおける出納事務を担任する部門を設置する。 (3) 5町村の支所、出張所については、釧路市の支所の例により公金の管理を行う。	同左	1 新市の出納の組織及び職員数は、次のとおりとする。 (1) 本庁の出納の組織及び職員数は、現行の釧路市の体制をベースに合併までに調整する。 (2) 3町に設置する(仮称)総合行政センターにおける出納事務を担任する部門を設置する。 (3) 3町の支所、出張所については、釧路市の支所の例により公金の管理を行う。		釧路町・鶴居村離脱による	総務	25-24
23	<ul><li>05 財政</li><li>06 会計課の状況</li><li>02 事務の状況</li><li>04 現金・物品出納員等</li></ul>	統合 (一本化) 合併時	1 新市の現金出納員、現金取扱員、物品出納員は、釧路市の制度に一本化する。 2 (仮称)総合行政センターについても現金、物品の出納及び取扱に従事する職員を指定するものとする。	同左	同左			総務	25-24
24	07 情報化の推進 02 役所(場)の情報化の 状況 01 電算の管理運営 01 システム	統合 (一本化) 合併時	1 システムの一本化が必要である。この場合に、次の点に留意する。(1)既存システムを有効に活用することとし、最も良いシステムに 一本化する。(一本化のコスト抑制)(2)住民サービスの低下を招かず、安全かつ迅速な移行のため 担当において十分な調査と協議を行う。(3)合併時直ちに同一システムで運用するためには、現在利用しているシステムの検証を急がなければならない。 2 6市町村の合併後のエリアは極めて広大であり、行政情報の発信や電子申請を含めた電子社会に対応した社会資本の構築が急務である。将来計画に、「地域情報化計画に関する事項」について定めるべきである。	同左	1 新市のシステムについては、「電算システム統合調査委託」の結果を受け、合併時の統合を円滑に推進するとともに、今後の電子自治体の対応や電算コスト削減を勘案したシステムの構築を図る。	調整内容を全文修正	調査委託の結果を受けてシステムの統合・構築を行うこととなったため	総務	25-01

	大項目		6市町村協議		4 市町協議				协宁
通番	中項目	<del>2</del> -61	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>→</b> ΔL		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
		方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容			마즈	分類
25	知頃日 07 情報化の推進 02 役所(場)の情報化の 状況 02 電算の管理運営 01 機器構成	統合	1 システム一本化の際、必要な機器の整備についても併せて検討するものとする。	同左同左	同左			総務	25-01
26	07 情報化の推進 02 役所(場)の情報化の 状況 03 電算の処理状況 01 利用課一覧	統合 (一本化) 合併時	1 システム、機器の整備と同様に行政サービスの低下を招かないよう 現状の最も進んだ情報の利活用を図る。	同左	同左			総務	25-01
27	<ul><li>07 情報化の推進</li><li>03 情報公開の状況</li><li>02 個人情報条例の状況</li><li>01 個人情報保護</li></ul>	統合 (一本化) 合併時	1 新市の個人情報保護については、釧路市の制度に一本化する。 2 情報セキュリティー対策については、常に最も良い状態で安全性が確保できるよう適確な措置を講ずるものとする。	同左	同左			総務	25-02
	<ul><li>13 消防・防災・治安</li><li>04 防災体制の状況</li><li>03 災害対策本部の状況</li><li>01 災害対策本部</li></ul>	統合 (一本化) 合併時	1 新市の災害対策本部は、釧路市の例による。 2 (仮称)総合行政センターに、災害対策本部に準じる機能を有する組織を置くものとする。	同左	同左			総務	14
29	13 消防・防災・治安 04 防災体制の状況 04 災害時の相互応援の 状況 01 相互応援支援体制	統合 (一本化) 合併時	1 6市町村にそれぞれ災害対策本部条例等に基づき、地域防災計画に詳細を定めているが、合併によって行政区域が極めて大きくなるため、旧町村ごとに災害対策本部に準じる機能を組織する必要がある。	同左	1 新市の応援支援体制(協定)については、釧路市の例により一本化するが(仮称)総合行政センター単位として現に存在する民間企業等との協定を維持するものとする。	全文修正	【13-04-03-01】の課題欄 記載文を誤って記述して いたため、小委員会にて 承認された調整方針に修 正する		24-01

	大項目 中項目	6市町村協議			4市町協議	亦善力容	** = TPI -	専門	協定
通番	小項目 細項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容	変更内容	変更理由	部会	協定 項目 分類
	細項目 21 住民活動 12 地方バス路線維持に関すること 01 地方バス路線維持の 状況 01 補助金	統合	1 6自治体同一内容(国・道基準に基づく)で実施しているので合併時に統合する。 (留意事項) (1)生活交通路線は複数の自治体間の運行が条件となっているが、新市となっても、合併支援プランにより合併後も補助対象となる。 (2)単独補助路線については生活の足の確保を前提とすることとし、制度の変遷を見ながら補助基準作成などの見直しが将来的に必要である。	同左	(留意事項) (1)生活交通路線は複数の自治体間の運行が条件となっているが、新市となっても、合併支援プランにより合併後も補助対象となる。	2の記述を追加 (留意事項)の(2)の 記述中、「制度の変遷を見 ながら補助基準作成など の見直しが将来的に必要 である」を「国・道の補助制 度の改正に合わせ、バス	とも、釧路市が独 自の補助金交付要綱を 平成16年度に定めたた め、国・道の補助制度に 基づ〈補助と市町村単独 補助を個別に記載するな ど修正	企画	20
	25 行政委員会 02 選挙管理委員会 02 組織·事務内容 01 委員会事務局	統合 (一本化) 合併時	1 住民の利便を確保するため、旧自治体の範囲で不在者投票を執行管理する併任書記の発令が必要となる。	同左	1 釧路市の例により統合するが、住民の利便を確保するため、旧自治体の範囲で期日前投票・不在者投票を執行管理する併任書記の発令が必要となる。	の例により統合するが、」	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加するとともに、選挙制度の改正内容を網羅	総務	15
	<ul><li>25 行政委員会</li><li>02 選挙管理委員会</li><li>02 組織·事務内容</li><li>03 投票所</li></ul>	統合 (同一内容) 合併時	1 投票所については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 2 不在者投票所は、旧自治体ごとに設置する。その場合、各不在者投票所のオンライン化が必要となる。	同左	1 投票所については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 2 期日前投票所・不在者投票所は、旧自治体ごとに設置する。その場合、各不在者投票所のオンライン化が必要となる。		選挙制度の改正内容を 網羅	総務	15
	25 行政委員会 02 選挙管理委員会 02 組織·事務内容 07 開票区及び開票所	合併時	1 新市においては、選挙区を設けることとし、開票区はそれに準ずることとする。なお、開票所は新市で調整することとする。 2 開票・終了時刻については、新市で調整する。	同左	1 開票区は、[04-01-01-01]「議員定数・任期・常任委員会の状況」で協議される選挙区の取扱いに従って必要な整理を行い、開票所は新市で調整する。 2 開票・終了時刻については、新市で調整する。	1の記述を修正	調整内容の表現を精査	総務	15
	25 行政委員会 04 公平委員会 02 事務局内容 01 事務局	統合 (一本化) 合併時	1 新市の公平委員会事務局は、釧路市の制度に一本化とする。 2 この場合、5町村は釧路支庁管内町村公平委員会から脱退する。	同左	1 新市の公平委員会事務局は、釧路市の制度に一本化とする。 2 この場合、3町は釧路支庁管内町村公平委員会から脱退する。 また、3町及び鶴居村で構成し同委員会に加入している釧路西部消 防組合の脱退にあたっては、必要な協議を行う。	を「3町」に修正し、「また、 3町及び鶴居村で~脱退	部消防組合についての	総務	15